

## 刑事訴訟実務の基礎モデル案について

<前提>部分についての意見

ア 1行目「法理論教育」という表現について

本部分では、「法科大学院における教育の目的」として、「実務との架橋を意識した法理論教育」とされ、実務導入教育についてふれられていない。

しかし、法科大学院制度導入過程における司法制度改革審議会の意見書においては「教育内容及び教育方法」として、法科大学院では法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎部分）をも併せて実施するものとされている。

各法科大学院には、法理論教育に加えて、実務導入教育をも教育目的とするように求められているのであり、そのためにこそ、刑事実務基礎科目が設けられているのである。

従って、本部分においても、「実務との架橋を意識した法理論教育」の後に、「及び実務導入教育」との文言を付け加え、司法制度改革審議会の意見書を踏まえ、修正すべきである。

イ 3行目「後者は～」以下の表現について

本部分では、文章の基本構造として、「後者（実務基礎科目群の役割）は法律基本科目で修得した理論的な理解を、（中略）、より深めることを目的とする。」という表現になっている。

しかし、前述の法科大学院教育の目的に鑑みれば、実務基礎科目群に求められているのは、まさに「実務導入教育」なのであるから、「より深めること～」以下の表現を、「より深めることによって、ひいては、実務への導入を図ることを目的とする。」との表現に改めるべきである。

ウ 4行目「裁判官、検察官、弁護人の視点をも～」との表現について

この部分では、「裁判官、検察官、弁護人の視点をも盛り込んだ」という表現が使用されている。

しかし、およそ実務基礎科目において、ここに並列に挙げられている法曹三者以外の視点が入る要素はまず考えにくい。「をも」という表現は、その他に何か別の視点が存在するが、それ以外にそれに加えて上記法曹三者の視点をも盛り込む、という場合に使用されるべき表現である

と考えられ、「をも」という表現は適切とは言い難い。

具体的には、「裁判官、検察官、弁護士それぞれの視点から見た教育を実現することを通じて、」などといった表現に、修正するべきである。

エ モデル教材についての言及

前提部分3行目では、「モデル教材で示される典型的な事例における実務的な対応を念頭」におくべきことが明記されている。

この点については極めて重要な視点と考えられるが、これに加え、この部分において、「モデル教材」として、どのような教材を使用するかにつき、可能な限り、さらに言及すべきである。

ここで想定されるモデル教材としては、例えば、有罪、あるいは無罪と明らかに認定することができるような教材を使用するのは必ずしも適切でなく、可能な限り、事実について争いがある教材を使用すべきである。仮に、起訴事実の一部であったとしても否認事件、あるいは自白事件であっても自首に関する事実など、具体的な事実について争う余地のあることが重要であり、具体的なモデル教材を用いて争いのある事実を認定することを実際に体験することが重要なのである。

この点につき、この部分で明確にしておくべきである。

「第1章 手続追行能力に関する共通の到達目標」についての意見

ア 各項目における手続の主体についての明記

本モデル案では、各項目の表現において、具体的に誰の立場での能力を求めているのかが明記されていない。

例えば、「1-1 捜査手続」においては、基本的には検察官としての能力が求められるはずであるが、その点が明記されておらず、全体として、誰のどのような対応能力が求められているのかが明らかになっていない。

裁判員裁判が導入された今日において、法曹三者それぞれの当事者としての役割が刑事手続においても重要視されているのであるから、それぞれの項目ごとに、裁判官、検察官、弁護人の、どの立場に立った対応能力が求められるのかをきちんと明記すべきである。

イ 憲法、刑事訴訟法上の原理、原則を前提にすることの明記

本モデル案では、全体として、憲法、刑事訴訟法の原理、原則を前提とすべきことがきちんと明記されていない。

当然のことではあるが、実務基礎科目においてもこれらの基本原理，原則が前提になっていることをしっかりと明記すべきものとする。

「第2章 実態形成能力に関する共通の到達目標」についての意見

ア 第1項目中の「疑わしきは被告人の利益に」との文言について

「疑わしきは被告人の利益に」という表現は、講学上も判例上も比較的頻繁に使用されている。しかし、原語である「in dubio pro reo」（ラテン語）は、真偽が不明のときは被告人に利益な判断をせよということであって、そこでいう「疑い」とは、「有罪とすること」への疑いである。これを「疑わしきは」と表現した場合、あたかも「被告人が有罪である（犯人である）疑い」があるが、証拠上それが証明されていないから無罪とする、という論理だ、と誤解されるおそれがあり、無罪であっても嫌疑が残っているかのような印象を与えかねない。判例上、「疑わしいときは被告人の利益に」という表現を用いていた例（白鳥決定）も多く、「犯罪の証明がない」ときに無罪判決をするべきことを規定した刑訴法336条との関係でも、「疑わしいときは被告人の利益に」という文言でこの原則を表現する方が適切であると考えられる。

イ 第2項目について、

第2項目では、「事実認定に関する基本的概念を～理解している。」という表現が用いられている。しかし、「事実認定に関する基本的概念」とは具体的には何なのかこそが重要であるにもかかわらず、この表現だけではその内容を何も言っていないに等しく、意味のある文章とは言い難い。

「事実認定に関する基本的概念」として、それぞれ、法曹三者の立場から、どのような能力が求められているのか、具体的に適示すべきものとする。

具体的には、検察官や弁護士として、その主張する事実がどの証拠によって認められるのか、事実と証拠の関係を明らかにしながら、検察官においては、合理的な疑いを容れない程度に立証された理由を、弁護士においては検察官の主張を弾劾し、合理的な疑いがある理由を説明できなければならない。裁判官としては、当事者の主張する事実と提出された証拠をもとに、検察官の主張する事実が合理的な疑いを超えて認めら

れるのか否か、その理由について説明できなければならない。

以上のように、法曹三者それぞれについて、事実認定に関し具体的にどのような能力の修得が必要なのかを明記すべきである。

以上